

競争政策研究センター 第37回公開セミナー

平成27年2月20日（金）

1 開会の辞

(岡田所長・司会)

ただいまから、公正取引委員会競争政策研究センター、第37回公開セミナー「諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析」を始めさせていただきます。

私は競争政策研究センター所長を務めております岡田と申します。本日、司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日のプログラムを説明いたします。御案内のとおり優越的地位の濫用については、平成22年の改正独占禁止法の施行により、課徴金納付命令の対象となるなど執行面が強化されておりますが、諸外国においても取引当事者間における相対的優越的地位の濫用に係る問題について、様々な政策的対応がみられます。

このような状況を踏まえ、競争政策研究センターでは、平成25年度に「諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析」というテーマの共同研究を実施し、お手元にございますように報告書を取りまとめたところです。

本日は、この共同研究において主査を務めていただきました、神戸大学大学院法学研究科教授である泉水文雄先生から御講演を頂きます。その後、広島修道大学大学院法務研究科准教授でいらっしゃる伊永大輔先生からコメントを頂きます。

それでは早速ですが泉水先生に御講演をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2 講演：「諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析」

(泉水先生)

御紹介いただきました神戸大学の泉水と申します。よろしくお願いいたします。大体1時間ということでお手元にあります資料に沿ってお話をさせていただきます。お聞き苦しいことがあるかもしれませんが、どうか御容赦をお願いいたします。

先ほど御紹介にありましたとおり、競争政策研究センターでは、平成25年度研究としまして、「諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析」という研究報告を行っており、昨年の12月の初めにこの報告書を公表したところでございます。

かなり大部なものでありますが、今回、お手元に配付していただいておりますので、詳細については共同研究報告書を御覧になっていただきたいと思っております。今日はその概要を御紹介させていただきます。

報告書の全体像と担当者につきましては次のページに記載しており、こちらに報告書の全体像と担当者を示しました。

私は主査として全体を取りまとめたのですけれども、各パートはそれぞれの担当者の方

が調べられまして、報告書をまとめております。章の中には1・2・3章があり、私自身は第2章を担当しておりましたが、このほかに研究全体の取りまとめ、担当からの個別の相談を受けながら研究全体における位置付けを確認し、調査をしたという経緯がございます。

調査については、東洋大学の多田英明先生、香川大学の柴田潤子先生、私を含めて3名の研究者が参加し、それから後は公正取引委員会の職員の方に担当していただきました。とりわけ企業取引課の課長を始めとした職員の方、それから下請取引調査室の方が担当されています。

元に戻りまして、担当者のところには個人の名前が挙がっているのですが、ここで申し上げたいのは、平成25年7月で人事異動がございましたので、それまではここに掲載された方の前任者が担当されています。したがって、ここに名前が記載されていない方も報告書の作成に携わっております。

それから、報告書中に記載しておりますが、フランス、イギリス、EUの現地調査、ヒアリング等につきましては、立教大学特任教授の和久井理子先生が非常に積極的にヒアリングをされておりまして、その結果に基づき、欧州地域のパートについて報告をされていることを付け加えさせていただきます。

お手元には全体の鳥瞰図も配布しております。報告書の全体像につきましては、この鳥瞰図に八つの国・地域についての規制の内容や執行機関、エンフォースメントの内容、それから執行の現状をまとめたものを示させていただきました。これも報告書本体に含まれておりますが、これを併せてみていただくのがよろしいかと考えております。

それから、もう一点お断りしたいこととしては、報告書及び本日の講演資料の内容は、平成26年6月末時点の情報を記載しております。相対的優越的地位の濫用規制に係る問題は日々進展しておりまして、平成26年7月以降も様々な動きがみられますが、それらの動きについては基本的には反映していません。

また、後で申しますとおり、昨年7月には、EUにおいて大きな動きがございました。これは報告書には記載しておりませんが、本日の講演では簡単に御紹介させていただきたいと考えています。

まず、第1章で各国・地域について調査をした内容が書かれています。

第2章では、全体の取りまとめを、第3章で日本の政策的対応に関する示唆を記載しております。

次に、本研究の目的について説明します。

数年前に行われた国際競争ネットワーク（ICN）の京都会議においてこの優越的地位の濫用規制が大きなテーマとして取り上げられ、この頃、諸外国において相対的な優越的地位の濫用に係る問題について、非常に活発な議論がなされております。そして、諸外国において、小売業界の合併等が起こってバーゲニング・パワーの増大による相対的優越的地位の濫用の問題について、政策的な対応がされていることから、諸外国の規制・運用状

況について調査・分析したものです。

それでは、各論について説明します。

本研究における、相対的優越的地位の濫用について分析する際の特徴として、調査対象を独禁法、競争法に限定せず、それ以外の行政規制などもできるだけ幅広く調査しております。規制の内容・執行状況については非常に明確なところがあるのですが、その他どうなっているかよく分からない国・地域もありました。それらをできるだけ確認できる限りの情報について、現段階で分かっているものを書いております。

それから、分析の対象については、EU、イギリス、フランス、ドイツ、韓国、中国、オーストラリア、アメリカの八か国・地域を選びました。実は、本調査の最初の段階ではもっと広くて、例えば、台湾も調査対象に入っておりました。台湾については半分以上、調査は済んでおり、ほかにも東南アジアの幾つかの国の調査も進めておりましたが、やはり人員、時間が限られておりましたので、最終的に対象を八か国・地域に限定しています。

そのため、この報告書で取り上げない国々においても、実際には、様々な動きがありますが、本報告書では取り上げておりません。

それでは、各論について、まずはEUから説明いたします。1時間の持ち時間ですと、1か国当たり5～6分で説明を終えなければならないので、簡潔に説明します。

この鳥瞰図を別途見ていただくと、相対的優越的地位の濫用に係る問題について規制する場合には、まずは、日本であれば私的独占や不公正な取引方法、外国では市場支配的地位の濫用規制で規制しようとするのが一般的です。

表の左端なんですけど、市場支配的地位の濫用は、それぞれの国において規制されておりますが、どのような形で相対的優越的地位の濫用に係る問題を規制するかについては、各国において様々な検討がなされています。

結論としては、オーストラリアを除けば、市場支配的地位の濫用規制によって相対的優越的地位の濫用を規制した事例は確認できませんでした。各国において、市場支配的地位の濫用規制による規制を試みてはいますが、うまくいった国はオーストラリアぐらいでした。ただし、オーストラリアの規制は、他国の市場支配的地位の濫用規制より緩めの規制で、具体的な規制内容については、市場力の濫用規制、非良心的行為として紹介できると考えています。

したがって、市場支配的地位の濫用規制ではこの問題にうまく対処できないことから、諸外国ではそれ以外の規制等の検討がなされました。

まず、前提として、EUの特徴を説明しますと、1点目として、EUには、市場支配的地位の濫用規制以外に、相対的優越地位の濫用規制はありません。ただ、加盟国では独自の規制がある場合があるということが記載してあります。

それから2点目として、食品分野を中心に不公正な取引慣行が様々な分野で問題になっており、それに対する取組がなされています。とりわけEUにおいては食品業界において様々な取組がみられるという点が特徴です。

最後に、支払遅延につきましては、支払遅延に係る指令が 2000 年に採択され、2011 年に改正されており、これを加盟各国の国内法に取り込むという作業がなされています。

この 3 点が EU の特徴だろうと思います。この内容をこれから個別にみていきたいと思っています。この説明では、まず、最初のスライドで全体像を示し、それから、近年どういう状況にあるかをみて、それぞれの規制の内容をみていきたいと思っています。

近年の状況については、食品サプライチェーンにおける不公正な取引慣行、つまり、UTPs が EU において議論がなされています。2009 年に EU 全体の問題として議論がなされ、市場の透明性の欠如、バーゲニング・パワーの不均衡等が指摘されたところです。

そして、2011 年、欧州議会は、欧州委員会に対してこの問題に対する対策を採るよう指示を出しました。

そして、それを踏まえた欧州における取組でございます。まず 1 つが「食品サプライチェーンの垂直的関係：良い取引慣行の原則」というのが 2011 年に公表されています。ここではハイレベル・フォーラムというのを設置しまして、それでフォーラム内に加盟国、EU 域内の食品製造業者、事業者団体、NGO 等からなる専門家作業部会が設置されています。その専門家作業部会で報告書を公表し、そこでは UTPs に該当する行為や契約の書面化、契約の一方的変更の不可などの良い取引慣行の原則について指摘されています。

そして、もう 1 つの動きとしてサプライチェーン・イニシアティブ（SCI）というものが 2013 年 9 月に設立されました。

欧州委員会は、関係業者間で不公正な取引慣行への対処方法について話し合うことを勧め、議論がなされた結果、「食品サプライチェーンの垂直的関係：良い取引慣行の原則」というものが公表されています。

同原則を実行に移すための機関として SCI が設立されました。SCI においては所定の要件、具体的には、本原則遵守の確約、不公正取引への対応に関する自己評価の実施、紛争処理手続に関する約束を満たした事業者を登録して、事業者名を公表するとしております。

そして、2013 年に欧州委員会によるグリーンペーパー、「欧州における食品及び非食品サプライチェーンにおける事業者間の不公正な取引慣行」が公表されました。そこでは、不公正な取引慣行として、①曖昧な契約条件の設定、②契約書面の不交付、③遡及的な契約条件の改定、④取引上のリスクの不当な移転、⑤取引先からの不当な情報収集、⑥不当な契約解除、⑦納入業者に対する供給地域の制限といったものが示されています。

このグリーンペーパーに対しては、2013 年 4 月を期限として意見公募がなされました。そして、グリーンペーパーによる影響の評価を行われていたのですが、この報告書が作成された昨年（2012 年）の 6 月末時点では、この影響評価に関する結果は公表されていませんでした。

しかし、その翌月、7 月 15 日に欧州委員会は、この影響評価に関する報告書を公表しています。残念ながら、本報告書には影響評価の結果を記載していませんので、ここで簡単にその内容を書いておきます。

欧州委員会は、2014年7月にコミュニケーションを公表しています。このコミュニケーションでは、不公正な取引慣行として、次の行為を挙げています。

重要な取引条件を書面化することを回避又は拒否すること。

製品又はサービスの費用又は価格を遡及的かつ一方的に変更すること。

取引相手に不当又は過度なリスクを負担させること。

不当な利益を得るために、納品又は受入れの予定を意図的に妨害すること。

事前通知なし又は客観的にみて、合理的な理由なしにかつ不当に短い期間の事前通知によって取引関係を一方的に解消すること。

コミュニケーションにおいて、どのような提案がなされているかについては、次のスライドに記載してあり、コミュニケーションそれ自体は、EUレベルでの規制措置を提案するものではありません。加盟国が自国の状況を考慮して、この不公正な取引慣行に対する問題解決手段を確保することを促すようにしております。

そして、具体的には3つの提言をしています。

先ほど説明したサプライチェーン・イニシアティブ（SC I）のプラットフォームに参加するように促すというのが第1点。

第2点は、EUレベルの基準をつくること、現在、EU内には様々な対策を講じている国と講じていない国がありますが、EUレベルでUTPsに対するルール又は規制枠組みについて、共通の理解が形成されるようにすべきだとしています。

それから、3点目として、有効なエンフォースメントを作るべきとしております。この点についても、EU内において、エンフォースメントがしっかりしている国としていない国があるわけですが、EU全体に適用される最低限度の執行基準を作るべきだと提案がなされています。

それ以降どうなっているか等については分かっておりませんが、こういうコミュニケーションが、この共同研究報告書が出た後に公表されていることをお示しました。

それからEUについて最後ですが、支払遅延防止指令が2000年に採択、2011年に改定されています。

これは支払遅延が単一市場の成功にとって大きな障害となっているという認識のもとに作られました。

そして、最後の段落ですが、支払義務者は、請求書又は商品等の受領日から30日後を支払期日とし、支払を受ける者は支払期日までに所定の金額を受領していない場合には、支払義務者から、所定の支払遅延利息を受け取ることができる。これに加えて支払遅延に対する補償として最低40ユーロを受け取ることができるという内容になっています。

加盟国はこれを受けまして、今後、あるいは既にある制度を改正しているところもありますが、支払遅延に対する対応をすることになっており、その際の最低限の額は、この指令に従わなければならないということでもあります。

以上がEUについての説明でして、次にイギリスについて説明します。イギリスについ

ては、これも最初のページで全体のまとめを記載しておりますが、2002年「小売業者行動規約」、通称SCOPと呼ばれるものが施行されました。

しかし、SCOPが機能していなかったこともあり、その後、その適用範囲を拡大した規約が策定されるとともに、監督をするための機関を設置されることとされ、2010年にGSCOPというものが施行されました。

しかし、GSCOPもうまく機能しなかったことから、2013年にGSCOPの執行及び遵守を促す役割を担う仲裁者(GCA)というものを設立する法律ができて、同年6月に法人として設立されました。

我々が得ている情報はここまででして、この仲裁者という制度はどの程度機能するかというのは今後の進展を見ていきたいと考えています。

いずれにしても、イギリスもいろいろな苦勞をして現在に至っているのですが、実効性が上がらないのでいろいろな規制を加えていったというところがあります。

具体的な規約制定までの経緯を見ていきます。イギリスにおいては、先ほど説明したとおり、2002年にSCOPができました。

しかし、その後、2004年2月に公正取引庁が調査を行ったところ、その調査結果として、このSCOPの実効性が上がっていないことが明らかになったわけです。

その後、2008年、競争委員会が調査報告書を示しまして、SCOPの適用範囲を拡大した新たな規約を制定することなどを提言しました。

そして、競争委員会は2010年2月にGSCOPを施行するとともに、2013年4月に先ほど申しましたGCAを設置するためのGCA法が制定されております。

そして、2013年6月に仲裁者(GCA)が設立されたという状況になります。

先ほど説明しましたとおり、この後の状況について、我々は十分に把握しておりません。

GSCOPについては、SCOPから適用範囲を拡大しまして、対象になる食料雑貨品小売業者の範囲を広げるとともに、取引条件の書面化、不当な支払遅延の禁止等の規定を更に加えております。

それから、小売業者に対して契約条件の遡及的な変更の禁止や、納入業者に商品の損失の責任を負わせる合意締結の禁止、それから監視機関に対する必要な情報の提供等の規定がここで追加されています。

そして、2013年になりまして、先ほどのGCA法の制定になります。

GCA法では、仲裁者であるGCAは、指定小売業者と納入業者の間の紛争の仲裁を行います。そして、調査で違反行為の有無等を調査します。調査の結果、仲裁者が違反行為を認定した場合には、違反した指定小売業者に対して、①勧告、②違反行為に係る調査に関する情報の公表、③制裁金のいずれか、あるいは複数のものを講じるという権限が与えられています。

ただ、その後、運用がどうなったかについては確認されていません。おそらく、今後運用がなされていくのだらうと思います。

次にフランスについて説明します。フランスは非常に特徴的であり、相対的優越的地位の濫用に係る問題に対して法律によって対処がなされて、一定の効果が生じている状況となっております。

フランスにも市場支配的地位の濫用規制はありますが、この問題に対しては、それでは十分に機能しておりませんでした。まず、相対的優越的地位の濫用については、商法典に「経済的従属状態の濫用」という規定が設けられました。これは、後で申しますドイツの競争制限防止法を参考に作られているようですが、要件が厳しくて、その立証がなかなかうまくいかないとのことでした。

そこで、この規制に代わりまして、同じく商法典に「事業者間契約における濫用」という規定が作られました。この規定は民事ルールであり、民事訴訟によって解決された事例も多いということで、相当機能しているようです。

これがフランスにおける全体像でありまして、具体的中身に移ります。

近年の状況です。フランスでは、食品サプライチェーンの寡占化が進んでおり、それに対する規制が必要となりました。

まず先ほど申しました「経済的従属状態の濫用」規制について挙げてみます。商法典の第L420-2条第2パラグラフです。

経済的従属状態の濫用というのは、事業者間の相対的な関係に着目した概念であって、単独の事業者又は事業者グループによる濫用行為を規制しております。この事業者グループというのが注目すべき点です。事業者又は事業者グループが取引先事業者が置かれている経済的従属状態を濫用することによって、競争の機能又は構造に影響を及ぼすおそれがある場合には当該濫用行為は禁止されるというもので、ドイツ競争制限防止法を参考に導入されたといわれています。

しかし、なかなか要件が厳しく、経済的従属状態が認められるためには、第1に、経済的に従属していること、第2に、経済的に従属している状態の濫用がなされていること、それから、第3に、競争への影響を及ぼすおそれがあるという3要件を満たす必要があります。

まず、最初の要件である経済的従属関係について説明します。これは他の選択肢が欠如しているということが要件とされています。この辺り、日本法との比較が参考になるかもしれません。

2点目の濫用行為ですが、販売拒絶、抱き合わせ、一方的な差別的取扱いといったものが例示されています。

3点目の「競争の阻害」要件については、「競争の阻害」から2001年に「競争を阻害する可能性」へと要件が若干緩和され、競争への影響は潜在的なものでも足りるとされているところです。

次のスライドでは、エンフォースメントと規制の実態を一つにまとめております。

エンフォースメントは省略させていただきまして、規制の実態の方なんですけど、2段落

目の「競争への影響」についてです。法運用においては潜在的なものでは足りず、実際に影響が生じることが求められることや、「経済的に従属している状態の存在」の要件の1つに「他の選択肢の欠如」という要件があることから、なかなか立証が困難となっています。

それから、更に申告をした場合には、取引先事業者から報復されることを恐れていることもあって、経済的従属状態の濫用規制が適用された事例は少ないことが指摘されています。ただし、最後の段落に示しておりますように、この規制で大手スーパーマーケットのカルフルの事例というのが2011年にあるようです。

そこで、事業者間契約における濫用条項規制というものができました。これは、商法典の第L442-6条で規制されております。この規制は、1996年に商法典に導入されました。当該規定では、取引の相手方に著しい不均衡が生じる義務を負わせること、一方的な取引の打ち切りについて、行為者に対して責任を負わせて、発生した損害の賠償責任を負わせる旨が、規定されています。

そしてこれについてのエンフォースメントとしては、民事罰金の賦課、それから損害賠償請求があります。

民事請求が可能ですので、この規定は多用されており、民事訴訟により解決された事例が相当数蓄積されているといわれています。

この辺りの実態については、去年の11月に、この事業者間契約における濫用条項規制について、「公正取引」に、フランスの方が書かれた論文を和久井先生が翻訳されたものが掲載されており、そこに詳細が記載されています。

次の段落では、2012年に本条が適用された事件数や民事罰金額を紹介しておりますが、相当な数の民事訴訟が提起されて、救済がされていることが分かります。

しかし、最後に書いておりますが、日本でよく問題になるのは小売業者・納入業者間の紛争ですけれども、フランスでは製造業者と流通業者の紛争事例が多いのだそうです。この辺り、ちょっと日本の状況とは違うのかもしれない。

次は支払遅延防止規定です。これは先ほど申しましたとおり、EUが支払遅延防止指令を採択しましたので、それを国内法化したものがこの規定です。フランスは指令よりも厳しい規制になっていると思います。また、ただし書で適用除外が定められています。

支払遅延防止規定では、損害遅延金に加えて、回収費用として最低金額40ユーロを受け取ることができる旨の規定があります。これはEU指令に当然書かれております。それに加えて違反した者は、個人は最高7万5000ユーロ、法人は最高37万5000ユーロの罰金となっており、なかなか厳しいかなという印象を持っています。

実態についてですが、商品等を受給した後から支払までの期間は、2009年から2012年にかけて短縮されているのだそうで、この規制は有効に機能しているという見解があるようです。

それから2014年3月には新消費者法が施行されまして、さらに実効性が高められることが期待されている状況です。以上がフランスです。

次にドイツです。ドイツの全体像を説明します。実はドイツは相対的優越的地位の濫用を規制する法律はあるんですが、うまく機能しておらず、積極的に運用されていないというところなんです。ドイツには競争制限防止法があります。そこに、市場支配的地位の濫用規制がもちろん存在します。これに加えて相対的地位の濫用規制というものがあり、この二本立てになっています。フランスも実はそうだったのですが、もともとドイツにこの支配的濫用規制があって、それに加えて、別のより厳しい規制として相対的地位の濫用規制というのが明文化されているところです。

さらに、利益供与の教唆については制裁金を課すことができます。ただし、後にも出てきますが、故意又は過失が要件になっていますので、制裁金の賦課は困難であり、利益供与の教唆に対して課された事例はないということでありました。

ドイツの近年の状況です。これは市場の状況なんですけれども、ドイツの食品小売業界を見ますと、ここに挙がっている4事業者が約85%のシェアを占めている寡占的な状況にあります。それで主要小売業者の購買力が強いということが指摘されて問題となっているそうです。

そこで、このような状況において、どのように規制がなされているかについて説明します。ドイツの競争制限防止法19条と20条がございまして。19条が支配的地位の濫用規制で、20条は相対的地位の濫用規制と明確に分かれています。

2番目の段落ですけれども、20条の1項というのは、ちょっと長い文章になってしまっていますが、差別的取扱いについて、相対的地位にある者が行う行為による場合においても競争制限防止法を適用するとしています。

それから20条の2項というのは、利益供与です。正当な理由のない利益供与について、同じく相対的地位にある者として競争制限防止法の規制を適用するとしています。それから20条3項がありまして、これは2017年までの時限立法ではあるんですけれども、厳しい不当廉売規制がございまして、食料品につきましては仕入価格以下で販売することを禁止しています。また、食料品以外については、仕入価格以下での一時的ではない継続的な販売を禁止するという厳しい規定が置かれています。

ドイツの相対的優越的地位の濫用規制は、まさに日本の優越的地位の濫用規制に相当する規定が立法として存在するという点が特徴だと思います。

ここからは、エンフォースメントについて紹介します。

法的措置としては違反行為の差止めや中止、損害賠償請求が入っています。

カルテル庁の運用の実態ですが、EDEKAについての事例、供給業者にさまざまなリポートを要求したという行為について19条2項を適用し、警告した事例があるようです。

あとは、先ほど最初に申しました「利益供与の教唆」について、制裁金には違反行為者による故意又は過失の要件があるのですが、この立証が難しく、制裁が課された例はないのだそうです。

次に、韓国であります。まず、韓国の全体像についてです。韓国の優越的地位の濫用規

制は日本と類似の法体系を有しています。多分、日本法を相当参考にされたのではないかと思います。取引上の地位の濫用規制、下請法、大規模流通業法を大きな三本立てとなっています。

そして、韓国の特徴は、エンフォースメントが厳しいという点です。課徴金に加えて刑事罰としての罰金が定められており、さらに、2013年に懲罰的損害賠償の規定も導入されているので、韓国は規制の内容は日本と類似していますが、エンフォースメントが非常に厳しいという特徴があるかと思えます。

そこで韓国の近年の状況です。経済力の集中により、中小企業の経営が圧迫される問題が発生しており、大統領もこれを問題にしています。そして、大企業と中小企業の共生が重要であるとして、韓国では不公正な取引の規制が強化されています。

近年の主要な規制強化の動きとして、2013年7月に、公正取引法が改正されています。

もう1つが、2013年11月の下請法の改正でありまして、下請紛争調停協議会を通じた調停が導入されています。

先ほどイギリスのところで申し上げた仲裁者というものがありませんでしたが、それに類似するものとして、仲裁時に調停するための機関を設けたということではないかと思えます。

それからもう一つは、下請事業者の損害額の3倍の範囲で懲罰的損害賠償の責任を課するという規定が2013年11月に定められました。

次に公正取引法の各論に入っていきますと、日本でおなじみの一般指定のような形で「取引上の地位の濫用」規制が置かれていて、そこには購入強制、利益提供強要、販売目標強制、不利益提供等が挙げられております。

エンフォースメントは、課徴金については売上高の2%ということになっていて、刑事罰については2年以下の懲役又は1億5000万ウォン以下の罰金となっています。

運用もなされており、一番下の欄が取引上の地位の濫用規制ですけれども、ここにあるように結構な執行件数があります。

次に下請法です。韓国の特徴としては、日本では、下請法の規制対象となっていない分野や行為について、義務が課されているということです。具体的には、建設委託に対しても下請法が適用され、下請事業者が取引書類保存義務があり、親会社に下請代金を物品により支払うことを禁止していること、それから、エンフォースメントとしての課徴金や、さらには懲罰的損害賠償請求があるといった点、また罰金もあるといった点が特色だと思います。下請法違反に対して刑事罰があるというのは、日本にいる人間としてはなかなかすごいという印象を受けます。

下請法の運用状況の表を見ると、これも相当な件数があることが分かるかと思えます。

最後に大規模流通業法と記載しておりますが、具体的な内容については省略しますが、適用の対象となる小売業者の店舗の面積や売上高の基準が挙がってしまっていて、これに該当する事業者との取引における義務や禁止行為が挙げられています。

特徴は、先ほど申しました大規模流通取引紛争調停協議会という機関があり、そこで紛

争の調停をするという点が面白いところではないかなと思います。

次のエンフォースメントは割愛しまして、運用の実態について説明します。2012年度に措置が採られた事件はないものの、紛争調停協議会による調停が22件あるのだそうです。

次に、中国にまいります。中国につきましては、これもまとめから説明しますと、中国では、1990年代に台湾系、欧米系のスーパーなどの、小売業者が参入したのだそうです。それらがいろいろな名目でリベートを徴収し、それが中国で広く慣行となり、問題になったということで、これに対する規制がなされているようです。

2段落目の規制の内容について、2008年に施行された中国独禁法では、当然支配的地位の濫用規制はありますが、相対的優越的地位の濫用規制は制度としては存在しません。

ただし、それに類するものが幾つかありまして、小売業者・納入業者公平取引管理弁法というものがあり、これによって不公正取引等について一定の規制を行っています。

ただし、後で申しますが、法律ではないので、規制の実効性が弱いところが特徴だそうです。

さらに、中国の商務部等5部門が大規模な調査を行い、違法に徴収した費用が一部納入業者に返還されています。

近年の状況としては、先ほど申しましたとおり、リベートの徴収というのが小売業界に浸透して問題になっているそうです。

そこで、先ほどの管理弁法について紹介していきます。管理弁法につきましては、年間売上1000万元以上の小売業者との取引において、公平な競争を妨害する行為、人員派遣の要請、販促サービスの中止、不当な経済上の利益の收受、代金支払の不当な延期を禁止しています。

それから、大規模小売業者の義務として、販促サービス料に係る契約の締結や、代金支払期日を定める義務、納入業者の権利として商品の汚損等を理由とする返品拒絶といったことが規定されており、日本の規制によく似た内容になっていると思います。

エンフォースメントについて、行政制裁金を課することが規定されています。中国語は難しくエンフォースメントが行政制裁金なのか刑事罰なのか最初は分からなかったのですが、調べた結果を踏まえて、行政制裁金として分類しております。

それから、行政制裁金については違法所得の3倍以下で課されることとなっています。

では、管理弁法はどう執行されているのかについてですが、特に中国の場合はどういう規制がなされているのか、実態等に関する包括的な情報がほとんど公表されないで、新聞などいろいろなものを調べましたが、ここに申しますとおり管理弁法が実際に執行された事例として、湖北省の取組というのがありましたので、これを紹介しました。

湖北省においては、百貨店、スーパーマーケット等の流通業者が流通コストを抑えるために出した26項目の違法な徴収を取りやめさせたということが報告されています。多分、ほかの省等でもあるでしょうが、確認できませんでした。

ただし、同弁法は、法律ではないので法的拘束力が低く、なかなか執行できないのだそ

うです。

最後に挙げましたとおり、弁法の条例への格上げも検討されていたところですが、これは日本という法律のようです。法律に格上げすることも検討されているのですが、実現には至っておりません。

次に、反不正競争法というのがありまして、購入強制による公正競争の排除、贈収賄行為、不当販売、抱き合わせ、このほかりベートが規制されています。名目的なりベートについても賄賂行為として違反に該当するのだそうです。

そして、エンフォースメントには、資料に記載しているとおりです。

それからあとは、整理整頓ですけれども、大規模小売業者による納入業者からの費用の違法な受取を見直す作業方針というのがあります。2011年に公表されています。

商務部等5部門は大規模小売業者による納入業者からの違法な費用の受取がされたかどうかについて調査した結果、かなり広く違法な費用が徴収されていたことが判明し、それで違法に徴収した費用の一部を納入業者に返還したということがあります。

最後に、国務院など、商務省以外の関係行政機関による電話会議などの取組がありますが、それについても分かる範囲で報告書の中には書かせていただいております。

次に、オーストラリアであります。オーストラリアでは民事の規制があります。まずは、「市場力の濫用」でして、市場支配力の濫用規制に近いのですが、これは、先ほど申したとおり、少し緩い要件により規制しております。このほか「非良心的行為」規制というものがございます。

このほかに、「産業規約」という規制があり、三本立てで規制がなされております。

それから、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）では、「市場力の濫用」や「非良心的行為」に対する積極的な執行方針を示しております。

オーストラリアの近年の状況は、ここにありまして、スーパーマーケットが寡占化していることです。シェアは2社で78%という、世界でも非常に珍しい複占化がなされており、これがずっと続いているのだそうです。市場力の濫用規制については、講演資料にセーフウェイのケースを紹介しております。ACCCは、セーフウェイによる行為が市場力の濫用に当たるとして提訴し、最終的に裁判所によって、セーフウェイに対し制裁金が課されたという事例があります。

なぜ、このようなケースについて、市場支配的地位の濫用規制により処分が出されたのかと申しますと、ここでは複占化が進んでいるため、市場力を認定して運用できると考えられているのではないかなと推測しています。

そして、元の説明に戻りますが、市場力の濫用規制とは、市場支配地位の濫用規制に近いものですが、実質的に市場を支配していない者や、支配的事業者や取引の相手方の行為による圧力から完全に自由ではない者であっても、市場において実質的な力を有している場合には、市場力濫用規制の対象となるとされていますので、市場支配的地位の規制が緩く運用されているようです。

次に、非良心的行為規制があります。欺瞞的ではないが、非良心的といえる行為についての規制がなされています。相対的な力関係に着目して、裁判所が判断する事項としては、交渉上の地位の相対的強さ、合理的に必要なものとはいえない条件に従わざるを得なかったか等が定められています。

この規定はエクイティ（衡平法）を起源としているのが特徴となると思います。

エンフォースメントについては、資料に記載しているようになっていまして、執行については、2012年の年次報告によると、スーパーマーケット分野における市場力の濫用や非良心的行為について積極的な執行方針を示し、違反行為の有無について調査することが記載されております。

最後に、オーストラリアの産業規約、インダストリーコードというのがありまして、ここでは、所管する担当大臣が義務的な行動規約を定めることができるとされております。

そして、農産物規約においては、農家と取引事業者の間で透明性を改善することを目的として取引条件等を定め、あらかじめ明らかにしておくことを義務付けるというような規定になっています。

そして、エンフォースメントについて、最後に記載していますとおり、ビクトリア州の業者であるリアンゴスに対して実際に規制が課されているということが確認されています。

次は、アメリカであります。アメリカについても三本立てで規制があります。1つはロビンソン・パットマン法という差別対価規制、もう1つがディーラー法といわれているもの、3番目が、これは調査なんですけど、食料品分野等でスロットティング・アローワンスという商慣習があり、これをFTCが調査して報告書を出したというのがあります。この3つがこの報告書に関する論点だと思います。

まず、ロビンソン・パットマン法ですが、これにつきましては、そもそも売手の価格差別を規制するのが基本ですから、ここでは買手の対応行為が問題になります。

それからロビンソン・パットマン法につきましては、御存知だと思いますが、現在、ほとんど運用されておりません。反トラスト局は1970年代以降法執行を控えるようになっていくところなんです。

それからディーラー法です。ディーラー法につきましても自動車、ガソリン、ビール、農業機械等の各分野について、連邦、州がディーラー法というのを作って規制を加えています。内容は飛ばしますが、理由のない解約といった行為が問題にされています。

ただし、これについても1970年代から90年代前半においては規制が加えられた例が確認されているのですが、90年代中ほど以降は確認できませんでした。

したがって、ロビンソン・パットマン法もディーラー法も現在はそれほど有効であるわけではないのは間違いないと思います。

最後にスロットティング・アローワンスです。スロットティング・アローワンスの内容をこちらに紹介しております。納入業者が新製品の陳列棚やバックルームの在庫スペースを確保するため、小売業者に対して対価を支払う行為をスロットティング・アローワンスと呼ん

であり、これが広く行われていることが問題となり、F T Cが調査を行いました。

1990年代にこの調査を行ったところ、報告書では、最終的にはこの行為を問題だと指摘しておりません。2003年の報告書の発出以降、政策的な措置は採っていません。

F T Cは、一時的には問題ではないかと厳しく調査したようですが、最終的には、問題だとまでは判断しておりません。結論としては、アメリカには、相対的優越的地位の濫用行為に対する規制はあまりないということがいえると思います。

もう時間が大分迫ってきましたが、優越的地位の濫用に対する規制には様々な手法が採られていることが書かれています。

①競争法の一般的枠組みによるもの。

②優越的地位の濫用規制のような特別な法規制によるもの。

それから、③法規制以外の枠組みによるものの3つがあります。鳥瞰図で一番左端が市場支配的地位の濫用規制。その次がそれ以外の法規制と区分されているものです。左から右の順番に①②③があります。

それから、市場支配的地位の濫用規制についてですけれども、これについては繰り返しになりますが、オーストラリアでそれに近い規制事例がある程度で、それ以外では、市場支配的地位の濫用規制でこの問題に対し正面から規制した事例はないと考えられます。

次に、特別な法規制についてです。日本やイギリスにおける産業規制といった規制ですが、これはたくさんの国にあります。様々なものがありますが、ほとんどの国で、何らかの形で法規制をしようとしているということが分かると思います。

次に、法規制以外の枠組みとしまして自主規制があります。E Uにおける「良い取引慣行の原則」といったようなものがこれに当たると思います。

それから、E U、アメリカ、中国などにおいて調査がされています。先ほど紹介した特別な規制というのは、この種の調査を経て立法に至ったというのが一番多いと思います。

次に、規制手法の多様性と特徴のところです。重複する点があるかもしれませんが、規制手法として、①優越的地位の濫用規制と下請法的なものです。この手法で規制するものとして韓国、あるいは中国の管理弁法もそうですが、特に日本を参考にしていると聞いております。そういう意味では日本型の規制なのかもしれません。

次に、規制手法②として、行為規範とか自主規制の方法があり、これは、イギリスやE Uで実施されております。

規制手法③として、市場支配力濫用規制の補完で何とか規制しようという試みがあります。これは本日は報告しませんでした。この試みはイギリスやドイツにおいて実施されており、結果的にはうまくいっていないという現状にあります。

それから、規制手法④としまして、経済的従属規制とか相対的地位の濫用規制です。フランス法、ドイツ法の規制というのはこちらの類型です。これも①と近いのだろと思いますが、とりあえずドイツを起源としているものと日本を起源にしているらしいものに分けています。

それから、規制手法⑤として、非良心的規制というものがオーストラリアにあります。エクイティを起源としている特徴的なものがございます。

それからエンフォースメントです。エンフォースメントが実は非常に多様で、いろいろなものがあるというのがこの鳥瞰図において示されていると思います。本当に様々なやり方があるということが分かっていただけだと思います。

まずは、①として、刑罰化している国があります。フランスと韓国です。これは非常に厳しいものです。

次に、②として、課徴金、制裁金を課している国はたくさんあります。

また、③として、行政命令、行政処分を行う国があります。これは最も多く、一般的なエンフォースメントといえます。

それから、④として、ソフトローによる対応です。我々は、よくソフトローという言葉を使っており、行政指導や違反事実があった旨を公表することをソフトローと呼んでいます。ソフトローが採られている国は結構多いということがいえます。

日本の下請法においても、措置として勧告と公表が行われます。そういう意味で日本の下請法もソフトローに分類されています。

⑤として、仲裁制度が設置されているところを挙げています。イギリスでは2013年に導入しました。韓国でも最近導入しています。

⑥として、損害賠償・補償があります。損害賠償請求制度というのは、当然、多くの国であるわけですが、加えて、競争当局が、違反行為者に対して被害者への損害賠償や補償をさせている国が結構あるということです。韓国では三倍額損害賠償制度があるのですが、こういうエンフォースメントは非常に興味深いと感じました。

時間が来てしまいましたので、残っているところを簡単に説明させていただきます。

第3章です。日本における政策的対応への示唆とありますが、こちらは時間がなくなってしまうため、簡単にお話しさせていただきます。

まず、優越的地位の濫用規制は控え目にしなくてはいけないのではないかという意見がある一方で、「いや、そうではないですよ」という意見として、日本の優越的地位の濫用では、自由競争基盤の侵害という説明がなされるように、公正な競争秩序に対して悪影響を与えることを問題にしているのだとの説明がされています。

優越的地位の濫用を行う者が競争上有利になると、優越的地位の濫用とみなされるわけです。また、不利益を押しつけられる者は、競争上不利になることが、競争秩序への悪影響と説明されています。

次に、法規制における示唆として、まずは独占禁止法について、フランスでは、企業だけでなく企業グループに対して規制をかけている点の特徴であり、これは参考になるところです。

次に下請法については、特に韓国は規制が厳しいという特徴があります。ただし、日本もそれに習ったらいいいというわけでは必ずしもなく、韓国の今後の運用状況も確認したほ

うがよいのではないかという説明になっています。

それから特別法令による示唆ですが、韓国の大規模流通業法、中国の管理弁法、アメリカのディーラー法のように、業界を指定して、特定の業界をターゲットにした特別法による対処があり得るのではないかと書いておりますが、結論としては日本も課徴金制度を導入していろいろとやっていますので、諸外国の動きを注視しましょうという話をしております。

それから、法規制によらない政策的対応による示唆について、イギリスの「行動規約」とか、自主規約による対応については、SCOPがうまく機能しなかったことを踏まえると、採用には慎重になるべきで、今後の政策を注視しましょうとまとめています。

次のまとめについては、各国の取組と比して、日本の法規制というのは、体系的であり、また、理論的にしっかりと構成されており、実際に運用されているものだと思います。諸外国を参考にするという必要ですけれども、他方、日本については、理論構成や豊富な執行経験を外国に紹介するというのも意義があるのではないかとまとめております。

以上は報告書の紹介でありますけれども、ここで最後に私見として、私はどう考えているのか、日本をどうすべきかと考えているのかについては、3点お話しします。最初は内閣府の「独占禁止法審査手続についての懇談会」というのが、昨年、ほぼ一年間かけて検討しまして、12月24日に、報告書が公表されています。

報告書中の「今後の検討に向けて」というところで、裁量型課徴金制度とか、調査に協力するインセンティブというのを確保する仕組みの導入について検討を進めていくことが適当であるということはこの報告書は併記しています。

また、和解・確約制度といった仕組みの導入を検討するべきといった指摘をしています。これは、私は賛成なんですけど、優越的地位の濫用規制にも大いに妥当するのだろうというところなんです。

2ページ目、実は私はこの懇談会のメンバー、委員でありまして、報告書の後ろに個別意見が記載されています。私も個別意見を提出しておりまして、報告書には賛成なんですけど、裁量型課徴金制度を導入して調査に協力するインセンティブを確保する制度が是非とも必要だと考えております。和解・解約制度はもっと早く導入すべきだという意見を出しております。

最後です。日本の下請法では、一種の確約、コミットメントというものが常に行われています。日本では、返金の勧告を行いまして、返金に事業者が応じれば、それで調査は終わりであり、これに応じない、かつ、優越的地位の濫用規制の要件を満たせば、優越的地位の濫用規制に移行しようと。返金したら、もうそれでいいというものです。一般に下請法リーニエンシーと呼ばれています。これはまさに確約コミットメント制度に近いということなんです。

それから、2014年11月に景品表示法が改正されまして、不当表示につきまして違反行為者が被害者に返金をすれば、その分の課徴金を減額するという制度ができました。とす

れば、3段落目として、優越的地位の濫用についても課徴金制度の下において、あるいは課徴金制度に代えてかもしれませんが、利益を被害者に返金する場合には、課徴金を減額しますといったような制度があつていいのではないかと思います。

最後に、「優越的地位の濫用規制において」のところの返金制の導入、和解・確約制度、裁量課徴金制度の導入を検討していいのではないかという全く個人的な見解を申し上げさせていただきます。

以上、ちょっと時間が超過いたしました。ありがとうございました。

(司会)

泉水先生、どうもありがとうございました。大変大量の内容を簡潔に御説明をいただきまして参考になったと思います。

それでは引き続きましてコメンテーターの伊永先生から御報告をいただきたいと思えます。伊永先生、それではよろしく願いいたします。

3 コメント：「諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析」への示唆

(伊永先生) 御紹介にあずかりました、広島修道大学の伊永と申します。名前が非常に珍しく、私もまだ同じ苗字の方に、家族以外で会ったことはないというぐらいですが、どうぞよろしく願いいたします。

私は「日本の優越的地位濫用規制への示唆」についてお話ししていただきたいと依頼を受けたのですが、既に泉水先生からも日本の法への示唆も含めて御講演されており、なかなか難しいのですけれども、幾つかの点を考えてみました。

最初に確認しておきたいこととして、既に泉水先生から十分説明がなされているとおり、各国の法規制というのはそれぞれの国の事情に基づいて制定されているものですから、外国でこうなっているから日本もこうすべきという話ではないのだろうと思っております。ただ、優越的地位の濫用というのは日本独自の規制だと長らく言われてきたものですから、これまで本格的な比較法研究がされてこなかったという側面があるかと思えます。

そういう意味で、本共同研究報告書というのは、外国における類似規制をまとめている点で非常に意義がありますし、我が国の規制をもう一度捉え直すに当たっても示唆を与える材料となると思っております。

最初に私個人の問題意識について、お話ししたいと思います。優越的地位の濫用に対する課徴金が導入されてから、御承知のとおり、全ての課徴金事案が審判になっていると思えます。そのため、これまでになく優越的地位の濫用の成立要件を明確にし、適切な独禁法の運用を促すということが強く要請される時代になったかなと思っております。

他方、これまでどおり、他の不公正な取引方法では文理上規制できない悪質な行為を規

制するという役割も期待され続けているという意味では、解釈の方向性もこの2つの矛盾するような要請を融合させ、バランスさせるといった方向性が求められるようになってきているのではないかというのが問題意識としてあります。

これを前提にどういう形で解釈・検討すればいいかという話ですが、本来規制すべき行為を取り逃すことなく、市場メカニズムへの過度の介入とならないようにするにはどういった解釈や認定方法が有効かといったことを真剣に考えなければいけないと思っています。そのために参考になるのが本報告書ではないかと思いました。

御承知の方ばかりな気がしますが、御案内がない方のために公取のホームページから借用させていただいたものですが、優越的地位の濫用が日本においてどのように運用されているのかについて少しおさらいいたします。優越的地位の濫用は、取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、当該取引の相手方は、その競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者は、その競争者との関係において競争上有利となるというおそれがあるものですから、公正競争阻害性を有する行為として規制されているという形で趣旨が説明されております。

この図はちょっと大げさですが、川上の方でも行為者のほうが有利になるし、それから不利益を受けた川下の取引相手方は、その競争者との間で不利になる。これを間接競争侵害説という形で学説では説明したりしますが、このような考え方が示されております。

また、「取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害する」という自由競争基盤侵害の考えについては、取引主体が取引の諾否や条件について、自由かつ自主的な判断を行うことが自由な競争の基盤となっているとの認識のもと、相手方に不利益を与え続ける行為をすることによって、相手方の自己への従属性を強めることは、相手方の自由かつ自主的な判断力を弱め、競争機能の発揮を妨げるおそれがあり、これが独禁法において優越的地位の濫用を規制する趣旨であると、有力な学説によって説明されています。

しかしながら、個人的には、既に自由競争基盤となる自由かつ自主的な意思決定が失われているからこそ、相手方に対する濫用行為が行われるのであって、濫用行為が行われるから自由競争基盤が失われるのではないのだと思いますので、排除措置命令で命じているのは「優越的地位をやめなさい」ということではなくて、あくまでも「濫用をやめなさい」という形になっているのだと考えています。

濫用をやめた場合において、優越的地位はどうなるのかといいますと、それはそのまま残ることになります。したがって、あくまでも優越的地位というところに重きを置くのではなくて、濫用という部分に重きを置いた方がいいのではないかというのが最初の私の見解であります。

それから、間接競争侵害説という考え方についても、優越的地位の濫用行為は行為者に財政的な利益をもたらすことはあっても、行為者の市場における地位を強化するとは限らないのではないかと、それだけで競争に影響があるというのは無理があるのではないかと考

えています。

また、仮に競争者が既に優越的地位の濫用を行っている場合に、優越的地位の濫用を行えば、これによって引き起こされるのは、むしろ競争者との競争条件の対等化ということであり、他の業者が優越的地位の濫用をやっているのであれば、優越的地位の濫用を行ってもいいのではないかという話につながりかねないという意味で弱点があるのではないかと思います。

先ほどの報告でありましたEU等のように、優越的地位の濫用を、競争圧力が働かないことを利用して行う搾取濫用規制だというふうに素直に捉えると、もうちょっと理解しやすく、逆にいうと規制もしやすいのではないかと考えております。

ただ、各国とも違反行為というのを様々な形で捉えているところ、特に逆及的な取引条件の変更であるとか、不当な支払遅延などについては、各国ともに何らかの規制の必要性を認識しているのではないかと思う反面、実際の運用を見てみると、韓国を除けばなかなかうまくいっていないと思われまます。

例えば、フランスでは、要件として競争の機能や構造に影響を及ぼすおそれがあることが必要であり、「おそれ」という文言をつけてみたところで、競争当局は、競争法は競争を守るためのものであって競争者を守るためのものではないと考えていることから、規制に積極的ではないと報告書にも記載されております。

また、米国では、ロビンソン・パットマン法の廃止が叫ばれて久しいと思いますが、この法規制がほとんど機能していないという事情がありますし、ドイツでも、相対的地位に基づく搾取濫用規制は活用されていないという事情もあります。報告によれば、制裁金が課された事例は1件もなく、実際の運用面では困難を抱えているとのことでした。

このように、各国の運用実態について言えば、競争当局による規制が市場メカニズムへの過度の介入とならないようにするという点に悩みを抱えていて、この問題が解決できない以上、なかなか積極的に運用できないということにつながっているのではないかなと思います。

では、どのように過度の介入を抑えるかという話になってくるわけですが、優越的地位濫用の要件については、これも既に御承知だと思いますけれども、「優越的地位」と「濫用」の大きく2つに分けることができると思います。

こちらはガイドラインのパンフレットから借用したものですけれども、「正常な商慣習に照らして不当に」は「濫用」の中で合わせて解釈するような形でガイドラインは構成されていますし、実際問題、別々に検討するというのはあまり適当でないと思います。ガイドラインでは形式的には3つのパートに分かれています。3番目の「優越的地位の濫用となり得る行為類型」の部分で主に勘案されているというのがガイドラインの立場です。公正取引委員会が行っている実務ではないかと思えます。

優越的地位の濫用の認定について説明をさせていただくと、ガイドラインで書かれてい

る文言そのものになりますが、甲が取引先である乙に対して優越した地位にあるとは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合を指し、これが優越的地位があるという場合だと記載されております。

この優越的地位の有無を判断するに当たっての考慮要素ですが、4つ挙げられておりまして、1つ目は、「甲の乙に対する取引依存度」で、劣位にある者が優越的地位にある者に対して取引依存しているかどうかというものです。

このほか、「優越的地位にある者の市場における地位」、それから「劣位にある者にとっての取引先変更の可能性」、「その他優越的地位にある者と取引することの必要性」、こういった4つの指標、4番目は「その他」ということですので包括条項になっていますけれども、4つ項目が挙げられております。これを前提にお話をします。

先ほどの定義の問題なのですが、一見すると、相手方に著しい不利益を受け入れさせることができたかどうかによって、優越的地位の成否が判断されるようにみえるのですが、そうだとすると、濫用の要件と優越的地位の要件を分けた意味がなく、同義反復だといわれており、これによって優越的地位があるかないかというのが判断されるわけではないだろうと思います。

それから、事業経営上大きな支障を来すかどうかという点について、弁護士の先生はこれが大事な要件なのだと強調されるわけですが、これは法文上、必ずしも導けるような規範ではありませんし、それから先ほどもいいましたが、優越的地位という部分に悪質性の要素があるわけではなく、悪いのは不利益を押しつける濫用部分だと思うのです。

そうだとすれば、実質的な違法性判断は濫用部分で行うべきであって、無理に優越的地位という部分で絞りをかけようとする、本来的には悪くない優越的地位、つまり、取引上の地位が相手よりも優越しているというどうしようもない部分に悪質性を持ち込むことにつながるのではないかと懸念を抱いています。したがって、私は、「事業経営上大きな支障を来す」と書いてあるけれども、特に深い意味はないと考えてはどうかと思っております。

本来、競争原理が機能するための前提条件である取引先選択の自由が、一方の側にのみ有利に働くという場合において、そのことに基づいた優越的地位が中心概念であるはずで、これは、故今村成和先生が言われていることを引用したものですけれども、これが中心概念だと思います。

先ほどの報告によりますと、フランスでは、これと同じような考え方が採られているのではないかと思います。そこでは優越的地位という言葉でなくて、経済的従属状態という言葉でしたけれども、一方的に決定した条件の下で取引を拒否すると、他の取引方法がなくなるという状態を指すこととしておりますし、その際の考慮要素として最も重視されているのが、他の選択肢の欠如となっているというお話でした。両者は非常に似ているのではないかなと思います。

また、ドイツの相対的地位の濫用についても、十分かつ合理的な取引先変更可能性の有無に着目して、相対的地位の有無が判断されるということです。これも似ているのではないのでしょうか。優越的地位濫用ガイドラインでも、取引依存度と取引先変更可能性の2つを中心に、これらを構成する要素として「取引を行う必要性が高い」かどうかを判断しており、この取引必要性の高さをもたらす事情の有無を考慮しているのであって、先ほどの定義で見たような明らかに著しい不利益を受けさせているかどうかという点については、実際のところ、そんなに重視されていないのではないかと考えております。

また、以下は雑感なのですが、フランスでは経済従属状態に至った経緯なども考慮するとされており、コンビニを始めとするフランチャイズ契約で問題になっている論点と関係が深いと思いました。

どういうことかと申しますと、契約の締結時点では、コンビニを始めると「今後の人生は安泰ですよ」といった説明をされてコンビニ経営を始めてみたはいいけれど、市街地でなく客も来ないのに24時間経営をさせられるなど、契約書に記載されているという理由でいろいろと強制されるという話があります。

では、その契約書自体、押しつけられたものかという点、契約をする時点ではほかに選択肢があるわけで、選択肢がある状態で自ら選んだという場合には、フランスでいう継続的従属状態というのがその時点ではなかったとするということが報告書に書かれています。日本の裁判例もそれに近いかなと思います。

ただ、契約の時点で、例えば相手に嘘をつく、「この地域だったらこのくらいもうかりますよ」という欺瞞的な説明を行うことによって契約を締結させた上で、一旦契約を結んだら、そこには契約条項としていろいろな条項が書かれていますので、たとえ地域の実態に合わない不利益なものであっても、それを押しつけるというのは、まさに優越的地位を作り出して、利用する行為にはほかならないと思いますので、このような経緯を経た契約条項の押しつけ行為については規制対象になるべきというふうに思うわけです。誠実な説明を行った上で締結された契約であるならば、多少理不尽な内容でも受け入れざるを得ないというのがフランスの実務ですし、日本の裁判例でもあると思います。

この点に関しては、「正常な商慣習に照らして不当に」という文言が独禁法上あるわけですが、この文言の解釈が経緯の不当性判断に関わってきます。正常な商慣習というのは何なのかというのはなかなか分かりにくい概念ですが、ガイドラインには「公正な競争秩序の維持促進の立場から是認されるものをいう」と書かれています。

この趣旨ですが、「不当に」と「正常な商慣習に照らして不当に」は同義だということではないと思います。むしろ、個々の事業分野における取引実態について、専門的知見を有しない者からすれば、長い年月を掛けて取引慣行として定着している商慣習について、これが濫用行為を前提として形作られた商慣習であるならば別ですが、そういうものでない限り、積極的にこれを踏まえて現実的な判断を行う必要があるだろうというのが私の意見です。

それから、今回の本報告ではイギリス、それからEUなどもそうだったと思いますし、さらにはオーストラリアやドイツなどもそうだと思いますが、まずグローサリー部門について実態調査を行って、その実態調査に基づいて様々な規制の必要性というのを考えていくという順序で規制を実質化させているという点も重要だと思います。

我が国においても長年にわたり実態調査を行うことによって、規制を実質化させてきたように思います。昨年でしょうか、百貨店業告示（百貨店業における特定の不正な取引方法）ができて60周年だというふうに伺いましたが、公正取引委員会は、百貨店業告示の制定後、継続して百貨店業界の実態調査を行っているところ、それだけの歴史があり、様々な実態を把握してきたという積み重ねがあることから、かなり詳細な内容の規定に基づいて実効的な規制が行われているという側面があると思います。

そういう意味では、百貨店業、それから大規模小売店業以外の事業分野でも積極的に実態調査をやっていただいて、その実態調査に基づいて規制をしていくという順番がいいのではないかなと思っています。

また、これは蛇足なんですけど、商事に関しては商法の次に商慣習が重視されるということが商法1条2項に書かれているわけですけども、こういったことからすれば、不当性判断においては正常な商慣習を加味するというので、私的自治を尊重し、市場メカニズムへの過度な介入とならないよう配慮するといった仕組みがもう既に独禁法では盛り込まれているのだと考える必要があるのではないかなと思っています。

このような条文解釈を前提とすると、アメリカを始めとして各国が抱いていた過剰介入の懸念をある程度払拭することができますし、また、このよう条文解釈を前提とするからこそ、日本では積極的に優越的地位の濫用規制が活用されているのではないかな、この点について、諸外国に対してももう少し説明した方がいいのではないかなと思っています。

それから、不利益性が濫用規制の大事な部分だという説明がありましたので、その部分にも触れたいと思います。ガイドラインでは、取引の相手方が得る「直接の利益」を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担は著しい不利益だという形で規制がされると記述されております。

ただ、経済実態を見ると、この「直接の利益」という基準では拾いきれない間接的な利益や、中長期的な利益というものも存在するといわれています。正常な商慣習を背景にした実現可能な具体的利益でなければならないと思うのですが、こういったもののうち、間接的なもの、もしくは中長期的なものがあるならば、これを考慮しないというのは規制趣旨に反するだろうと思います。

「直接の利益」基準が狭義に過ぎるため、これを前提とすれば結論が不当となってしまうというのであれば、特にこの媒介項を持ち出す必要はないのではないのでしょうか。

事業者の自由な判断を害して市場メカニズムへの過度な介入とならないようにするためには、取引実態を丹念に見るということに尽きるのだと思いますが、そのようなことが法文上要求されていると考えて執行すべきではないかなと思います。それから、独禁法が保

護すべきは公正な競争秩序であり、経済合理的な判断それ自体ではないことに立ち帰って考える必要があると思いました。

この点ですけれども、フランスでは、取引の相手方に著しい不均衡を生じさせる債務というのが法文上規定されているようですが、これは交渉力の不均衡に基づいていると整理されているようです。契約自由の原則に対する介入となるため、二つの意味で重しを置いており、大規模小売業者にしか適用しないし、相当程度の格差が必要だと報告書に書かれておりました。

こういった形で絞りをかけているにも関わらず、実態としてそこまで運用されていないというのは、適用がなかなか難しいということではないかと思えます。現実の取引においては、何らかの不均衡があるわけであって、契約当事者双方が同等に便益を受けるというのは理想であるけれども、なかなか実現しないものであり、当該規制は、経済実態に反し、法的安定性が著しく損なわれているとの批判も紹介されております。

それからドイツの方では、価格濫用規制については、商品の経済的価値と要求価格とのアンバランスでその不当性を検討するとされているわけですが、コスト割れの場合において直ちにこれを価格濫用であると判断するのは適切ではないと書かれていたのが興味深かったです。また、違法性判断基準として、当該商品と同じような比較対照できる市場の価格水準を手掛かりにして、その価格水準を下回っているかどうかということをもって判断するという枠組みが定義されているわけです。しかし、その際にも価格水準を明確かつ著しく超過しているということまでいえないければ価格濫用とはならないということが紹介されておまして、この分析手法というのはあまり考えたことはありませんでしたが、日本においても参考になる点があるのではないかと考えております。

全体に関して申し上げますと、私は原文を読んでいませんので、報告書だけを見た感想なのですが、各国いろいろな行為を規制しているわけですが、ここに挙げられた協賛金等の負担の要請、従業員等の派遣の要請、返品、減額といった様々な行為態様について網羅的に規制をしている国というのは実はあまりなく、日本の優越的地位濫用はこの全てを包括しているという意味で、非常に広い範囲を一般法として規制しているという点が、ほかの外国当局にとっても参考になるプラクティスなのではないかと考えております。

つまり、特に我が国の優越的地位の濫用規制は、独禁法とその補完法である下請法とが適切な役割分担を行うという形になっていて、諸外国の規制と比べても、搾取濫用規制としては包括的かつ典型的な内容を持っているのではないのでしょうか。特に正当化事由の精緻化というのは、報告書を見る限りですけれども一番日本が進んでいるのではないかと感じました。公正取引委員会は、これらの規制について豊富な執行経験も有しており、この点でも、諸外国の競争当局にとって参考になるのではないかと思います。

外国法の調査というのは、こういった法解釈の面からだけでなく、事実上、運用面でもいろいろな意義があるのではないかと考えていることを最後に書いておきました。これも思いつきなのですが、現在、我が国と独禁協力協定を締結している国としてアメリカやEUが

あり、あとはEPAを締結している国、それからMOUを締結している国がそれぞれあります。例えば、韓国のサムスン電子による日本の中小企業に対する買い叩きとか、一方的な減額を行ったということがあったと仮定します。こういった行為について日本で調べて優越的地位濫用を適用するというのはなかなか難しいこともありますので、それぞれの国において優越的地位濫用と同じような規制を用意しているのであれば、外国当局に対し執行をお願いする、「積極礼讓」という制度を活用することが考えられます。執行活動の要請を行う際には当該国の制度の状況を知っていないとできませんので、そのための一次資料としても役に立つのではないかと思います。

特に協定やEPA等に基づいている場合、要請を受けた国というのはこれを検討する義務を負い、更に検討の結果を通知しなければいけませんので、それなりの意味があるのではないかと考えております。

最後に、泉水先生から私見という形で御提示いただいた話についてちょっとした雑感を述べます。下請法リニエンシーのお話と、それから確約制度の話が出てきました。確約制度の導入を検討すべきという点には全くもって同感なのですが、下請法リニエンシーが優越的地位濫用における課徴金納付命令の逃げ道として利用されているのであれば、課徴金の非裁量性や抑止効果との関係で問題がないともいえないと思います。

本制度を優越的地位濫用における確約制度的に用いるのではなく、独占禁止法に確約制度を正面から導入することによって、確約制度を機能させていくということは、手続的な公正を図るという意味でも適切な方向性ではないかなと感じましたので、それを書いておきます。

それから、昨年11月に成立した景品表示法改正法によって導入された自主返金制度について、優越的地位の濫用規制にも導入したらどうかという点が書かれております。まだ施行されておませんが、この自主返金制度をよく法制局が認めたなと思います。これについて、我が国の優越的地位濫用規制にも当てはまるのではないかと提案されておりますけれども、実務的には結構難しいかなと感じました。私も審査局にいたことがあるものですから実務上の問題点が気になるのですが、例えば、不当な協賛金や返品の場合には、受け取ったお金を返したり、もう一度商品を引き取ったりということでもいいのかもしれませんが、典型的な違反行為の一つである従業員派遣の場合には、どうすればよいのでしょうか。従業員を派遣してもらった代わりに、今度はうちの社員をちょっとそちらに3日間派遣しますのでということにはならないと思います。では、その派遣行為を金銭換算して対応するとどのくらいになるのかという計算については、実務上非常に難しい問題ではないかと思いました。

また、不当な協賛金部分と、それから正当な協賛金部分、要は自分の商品を販売促進するために使われた部分というのは正当な協賛金だと思うんですけれども、その部分まで返さなければいけないのかどうかといった点や、その部分をどのように算定すればいいのかといった問題が課題として残るのではないかと思います。

私からは以上になります。御清聴ありがとうございました。

(司会) 伊永先生，どうもありがとうございました。

4 質疑応答

(司会)

それでは，残り 15 分ほどお時間がございますので，質疑応答に移りたいと思います。御質問がある方はお名前と所属先をおっしゃった上で御質問をお願いしたいと思います。

(質問者 1)

泉水先生，それから伊永先生両方に共通の質問なのですが，優越的地位の濫用を考えるに当たって，「行為の広がり」をどう考えるかという質問でございます。

日本の優越的地位の濫用ガイドラインを見ますと，基本的には「行為の広がり」というものを考えつつ，ただ，一対一の関係で不利益が多い場合には，それも拾っていくのだという，割とバランスのとれた考え方を採っていると思うのですが，今回のこの報告書をまとめるに当たり，まず，諸外国におきましては，一対一の関係で考えるということなのか，それとも市場的支配地位の濫用みたいなものだと考えるということなのかなと想像しています。これについて，報告書をまとめる過程の中で御議論がありましたら御紹介いただければと思います。

それから伊永先生への質問なんですけれども，特にレジユメの 3 ページから 4 ページにかけて日本の制度趣旨についての御説明がありましたが，果たしてこの制度趣旨に照らしたときに，「行為の広がり」をどのように説明するのが一番良いとお考えか，伊永先生のお考えをお伺いできればと思います。以上でございます。

(泉水先生)

ありがとうございます。「行為の広がり」をどうみるかについて，単に一対一の濫用行為しかなかった場合には，そもそも問題になるのかどうかということだと思います。この点につきましては，本研究において，あまり問題意識を持たないで調査をしましたので，個々の国についてどうこうとはお答えすることができません。

ただし，EU やイギリスにおいて，あるいは他の国でもかなり大規模な調査を何回も行っていますので，それは単に濫用行為が単発的に一個だけあるからということではなくて，それらは食品業界を中心に業界全体で広く行われている慣行だからこそ，それだけ頻繁に調査を行い，法規制にもつながったのだと思います。執行における必要条件かどうかは分からないのですが，業界においてかなり広く濫用行為が行われているということを前提と

して、いろいろな規制の必要性が考えられたのは間違いないと思います。

ただし、実際に存在する法律が、一対一の関係で、あるいは単発的な取引のみを濫用行為として見ているのかどうかといわれた場合には、その辺りは正直いってよく分かりません。

しかし、ドイツ法の20条を見ると、例えば販売行為に係る規制は単発的行為でも規制の対象となり、より厳格な規制になっていきます。しかし、その場合でも相対的な地位を認定しなくてはいけないことから、一対一の一回だけの行為や、一業者との関係でしかない場合に、相対的優越的地位を認定できるのかといった問題は、やはり日本と同じように問題になるのではないかと思います。

(伊永先生)

御質問ありがとうございます。非常に難しい質問で困ってしまいますが、「行為の広がり」の問題でいえば、必要条件なのか、それとも執行方針なのかという話があります。ガイドラインに記載されているのはそのいずれでもなく、公正な競争を阻害するおそれを判断する際の考慮要素の一つとして位置付けているのだと理解しています。私はその位置付けでいいのではないかと考えております。

本来、法制的に許されるならば、例えば「行為の広がり」が認められるものについては課徴金の対象とし、「行為の広がり」がないようなものについては課徴金の対象としないというような法制があってもよかったのかなとも考えています。

また、「行為の広がり」が執行に当たっての必要条件かという点については、あくまでも考慮要素として考えるべきであり、必要条件とまではいえないと位置付けるべきなのではないかと考えております。

(司会)

ありがとうございました。では続きまして、どうぞ。

(質問者2)

1点目は、市場支配的地位と優越的地位に本質的な差はないという白石先生のお考えとの関係ですけれども、白石先生のようなお考えに親和的な学説なり理論、あるいは規制事例が、今回の調査の中で見受けられたかという点をお伺いしたい。

2点目は、課徴金が自動的に課されるということもあって、優越的地位の濫用の要件解釈を厳格に行い、過剰規制を避けるべきであるという方針と、それからいわゆるソフトローにより合目的的に対応を採るべきとの方針の、両方があると思います。ただ、そうなるとう規制基準が大幅に乖離して、真面目な企業にとっては、ある意味で過剰な抑止になり、悪質な企業にとっては過少抑止になるという問題が生ずると思いますが、そういう点をどのように考えていったらいいのかというのが2点目です。

それから3点目は、今回の調査とは直接関係ありませんけれども、民法債権法の改正作業との関係で、独占禁止法による優越的地位の濫用規制は影響を受けるのか受けないのか。民法改正とは関係なく、独自運用を進めていくべきなのか、それとも一般民事法で対応できる部分が多少なりとも広がるとすれば、独禁法による規制はその重要性を低下させるということなのか、その辺りをお伺いしたいと思います。以上3点です。

(泉水先生)

ありがとうございました。

最初の市場支配的地位と優越的地位が同じものなのか違うのかという点について説明します。これについては、今、御指摘ありました白石先生が今年度の学会年報において触れており、学会シンポジウムでも報告されて、両者は同じ基準でみるべきと述べられています。

この点について、今回の調査では、仮に、日本でいう優越的地位というのが市場支配的地位と同じで、日本で優越的地位が認定できる場合には市場支配的地位があるといえるのであれば、多くの国は市場支配的地位の濫用規制を持っておりますので、その規制でもって、相対的優越的地位の濫用に係る問題について対応できたはずですが、しかしながら、オーストラリアでは食品分野の購買力濫用行為を市場支配的地位の濫用規制で対処した例がございますが、それ以外ではできておりません。

それぞれの国では、まず市場支配的地位の濫用規制で規制できるかどうかについて検討した上で、うまくいかないということであれば、調査を実施したり、それから新しい法律を制定したりしております。そういう意味では、今回の調査からみる限り、日本の優越的地位の濫用規制の基準では、市場支配的地位が認定できないという考えが前提としてあり、特別の規制とか、自主規約、ソフトローで対処されているのかなという印象を持っております。

日本法ではどのように対処すべきかという点について私自身は答えをもっていないのですが、一つのやり方として、諸外国では対象分野を限定し、その限定された範囲においてエンフォースメントの内容を定める例があります。そういう形で、分野により課徴金の対象とするものとソフトローの対象にするものと分けて規制する方法もあるとは思いますが。

ただ、日本でも御存知のように特殊指定、大規模小売業者告知と一般指定というような形で対象ごとに規制をしてきたのですが、この形態による規制は、その後、更に発展しているわけではないので、なかなか難しいだろうと思います。

結局、日本においてどのように対処すべきかについて結論はありませんが、今回御紹介しているように、規制の方向性にはいろいろな考え方があると思います。

一つの答えは、強制的かつ一律の課徴金を徴収する制度は運用が本当に大変ですので、結局、課徴金を課せない、あるいは課徴金を課すのが大変なのでそもそも規制をしないことがあり得ます。一般論として、エンフォースメントが強かつ硬直的すぎると、法執行

が弱くなるという逆説的な状況もあり得ます。そのような場合、課徴金の部分は裁量型にし、あるいは和解・確約制度を使うことによって、ある程度柔軟に執行する方法はないだろうかというのが一つの方向性なのではないかと思います。

(伊永先生)

過剰規制・過少規制の話ですけれども、日本には独禁法と下請法があり、優越的地位の濫用規制というのは二段構えになっているわけです。優越的地位の濫用が認められたら、ほぼ確実に課徴金が課されるというものであり、この制度は少々硬直的な気がします。本来ならば、下請法と、優越的地位濫用違反に係る排除措置命令、その更にもう1段階上に課徴金納付命令があれば、過少規制・過剰規制についての問題が緩和されるのではないかと思います。この現行制度を前提とすれば、先ほど泉水先生がいわれたように課徴金に裁量を導入して、そこで違反行為の実態に応じて課徴金の賦課を決定することにより、過少規制・過剰規制に対応していくのが一つの方向性ではないかなと思いました。

それから、御質問における三つ目の民法改正のお話についてですが、債権関係の民法改正の最終案では暴利行為の規定が落ちましたので、今回の民法改正で優越的地位濫用についてそんなに影響はないと思っております。

逆にいうと、民法改正の対象から、民法90条の規定の細分化が外れ、搾取的濫用規制の一般原則の明確化がされませんでしたので、そういう意味では独禁法でやっぱりそこを引き続き補っていかなければならないと思います。独禁法による規制の重要性の低下を懸念されていましたが、むしろこれからも公正取引委員会の役割というのは引き続き重要なものとして期待されているのだと思っております。

(司会)

それではお時間の関係がありますので、もうお一方だけですが、質問はございますでしょうか。

(質問者3)

泉水先生の私見のところを聞いていて思ったのですが、なかなか現在ある法律の範囲内では対応は難しいところもあるのかなという感想を持っています。

しかし、実務としては、現行の法律の範囲内でどこまでできるのかというところに興味があります。また、伊永先生のメモの3ページ目、4ページ目辺りに、趣旨の解釈によって規制の範囲が変わる、規制がしやすくなるという御発言がありましたので、その辺に関連してお聞きしたいのですけれども、規制の趣旨の理解というものが規制の範囲にどのような影響を与えるのか。今回の研究を踏まえて、日本法の趣旨の理解にどのような示唆があったのかについて教えてください。

さらに、今回の研究において、日本の現行法の解釈について、もしくは重要視するような事実について何か御示唆を受けるようなことがあったのかという点をお聞きしたいのですが、よろしく申し上げます。

(泉水先生)

ありがとうございます。厳しい質問を受けました。私の私見について現行法の解釈が可能かという点について御説明します。一つの可能性は、排除措置命令について、排除措置命令の主文において、濫用行為の効果を排除するために、例えば、返金をするよう命じることができるのではないかという考え方や、返金等されるまでは、優越的地位の濫用という独禁法違反行為は継続しており、返金は「必要な措置」に含まれるという考え方は、研究者の間では一定の賛同を得ているのではないかと思います。そういう運用はなされてきませんでした。現行法の解釈としては可能ではないかと思います。

それから、確約といっても、課徴金を減額することは、課徴金制度が非常に厳格なのでできないと思われませんが、その問題を除けば、返金することを約束することを内容とする排除措置命令を行う方法や、あるいは、場合によっては、非常に違反程度が軽い場合には返金等を行うことによって排除措置命令を行わない方法も考えられるのではないのでしょうか。硬直的な課徴金制度において、そのようなことができるのかという建前上の問題はありますが、事実上、違反程度が軽微で、かつ返金もしている場合には、「特に必要がある」と認められないとして排除措置命令を行わない、又は警告で済ませるという方法も考えられます。ただ、課徴金については違反行為が認められる以上は課徴金を課さざるを得ませんので、私の提案については、やはり課徴金の部分は立法論の形にならざるを得ないと思います。

ただし、先ほど景表法のお話で触れましたが、返金した場合には、その分課徴金を減額するという制度が法制局を通っているわけで、立法を行う上でそれは非常に大きな進展だと思っております。

(伊永先生)

私が作成したスライドの4ページに、自由競争基盤侵害と間接的競争侵害の両方を公正取引委員会は優越的地位濫用の規制趣旨だと述べていると書いてあるのですが、これを私なりに理解しますと、自由競争基盤侵害というのは「優越的地位」の要件に関連する部分の話であって、間接的競争侵害というのは「濫用」の要件に関連する部分だという理解をしています。

というのも、自由競争基盤侵害というのは自由かつ自主的な判断ができないという状態の話ですが、そこには不利益という要素があまり出てこないわけです。

逆に、間接的競争侵害の方は、取引の相手方に不利益を与える、与えた不利益というのは自分に吸収されますので利益になる、これ自体が問題だといっているわけです。不利益

を重視している点で、今の規制実態にじっくりくるわけですがけれども、この不利益部分に重きを置けば置くほど、間接的競争侵害という規制趣旨にいかに基づいているかという話になってこざるを得ないのではないかと思います。

そうすると、実際に間接的に競争が侵害されているのかという話を、訴訟上、もしくは審判において争われてしまうことにつながり、これが十分立証できないがために規制がシュリンクしてしまうのではないかと懸念を持っています。

自由競争基盤侵害からは説明ができない客観的な不利益性という要素を持ち込んで過剰介入を抑えるという点では、間接的競争侵害を規制趣旨として説明するのはよく分かるのですがけれども、こちらの方が規制目的の中心になっていけばいくほど規制がしにくくなるということを懸念しています。その意味で、素直に搾取濫用だと規制趣旨を理解し、その部分は争う余地はありませんよと説明した方が、不必要な争いどころを作らず、規制がしやすいのではないかと考えている次第です。

5 閉会の辞

(司会)

まだまだほかに御質問がおりかとは思いますが、時間が超過してしまいましたので、以上で質疑応答は終了させていただきます。

本日は泉水先生、伊永先生、お忙しい中、大変貴重なお話を頂戴いたしまして、大変ありがとうございました。最後に拍手をお願いいたします。

なお、競争政策研究センターでは、来月3月6日金曜日に国際シンポジウムを開催する予定にしております。シンポジウムでは「急増する特許権とイノベーション～競争政策の役割」というテーマで、アメリカからスチュアート・グラハム ジョージア工科大学助教授、ヨーロッパからブルーノ・ファン・ポッテルズベルグ ブリュッセル自由大学教授、また、コメンテーターとして田村善之 北海道大学教授、長岡貞男 一橋大学教授の先生方をお招きして御講演をいただくようにしております。

現在、お席がまだ若干ですが余裕がある状況ですので、公正取引委員会のホームページにおいても御案内させていただいております。是非こちらのシンポジウムにつきましてもお申し込み、参加をいただければと思います。

今後とも競争政策研究センターの活動に御支援いただけますようよろしく願いいたします。本日はお忙しい中、御出席をいただきまして大変ありがとうございました。